

# 奈良県訓令第十一号

農林部

奈良県職務育成品種規程（昭和五十七年十一月奈良県訓令甲第七号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

令達先中「農林部」を「水循環・森林・景観環境部  
食と農の振興部」に改める。

第二条第五号中「農業研究開発センター、畜産技術センター及び森林技術センター」を「森林技術センター、農業研究開発センター及び畜産技術センター」に改める。